

開講年度	開講学部等		
2018	共通教育		
開講学期	曜日時限	授業区分	AL(アクティブ・ラーニング)ポイント YFL育成プログラム
後期集中	集中	講義	5.8ポイント
時間割番号	科目名[英文名]		単位数
1002220004	知財展開科目 [意匠法] [Intellectual Property Development Subject]		1
担当教員[ローマ字表記]			
小川 明子 [OGAWA Akiko]			
授業科目区分	対象学生	平成25年度以降入学者	対象年次 1~
開設科目名(英訳)			
意匠法[Design Act]			

## 使用言語

日本語

## 概要(共通教育の場合は平易な授業案内)

知的財産制度の全体像を解説するとともに、企業における知的財産権の創造・保護・活用のプロセスを解説する。意匠制度とは、物品のデザインに関する特別法である。この授業では、この意匠法を取扱い、意匠制度に関しての法律の理解を基礎とし、特許法と比較しながら意匠権の権利の発生から一連の権利取得と消滅までの権利の一生の解説を行う。また、グローバル化に伴いパリ条約、ハーグ条約の解説を行い、国内の特許法の位置づけの明確化を図る。

## 一般目標

1. 意匠制度に関わる法制度を理解する。
2. 意匠法の意義とその趣旨を理解する。
3. 意匠制度について事例や演習を取扱いながら、グローバル化を視野に入れた実践的な能力の育成を目指す。

## 授業の到達目標

知識・理解の観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意匠制度の観点から知的財産を把握する。</li> <li>・ 知的財産の権利の発生から消滅までについて意匠制度の観点から説明できる。</li> <li>・ 特許制度との比較の観点から意匠制度について理解できる。</li> </ul>
思考・判断の観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意匠権制度について、各局面の事実関係に対応する権利を客観的に把握することができる。</li> <li>・ 意匠制度の観点から、物品のデザインに該当する否かが判断できる。</li> <li>・ 意匠制度の観点から、意匠権の権利範囲を把握することができる。</li> </ul>
関心・意欲の観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意匠制度の客体に関心をもつことができる。</li> <li>・ 意匠の権利化および実務上の管理に関心を持つことができる。</li> </ul>
態度の観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意匠制度を積極的に理解し、権利化を推進することができる。</li> <li>・ 意匠法の客体把握に自立的な取り組みができる。</li> <li>・ 意匠の権利化および管理について、入門レベルの処理ができる。</li> </ul>
技能・表現の観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 与えられた課題に沿って、意匠法の客体を把握することができる。</li> <li>・ 物品の形態について、入門レベルで権利化へのアプローチを検討することができる。</li> </ul>

## 授業計画

本科目では、意匠法における様々な制度の解説を行うとともに、意匠法に関する国際的な動向の理解を深める。意匠制度を切り口に事業戦略に組み込む方法を解説する。授業は法理論だけでなく、基礎的な実務能力獲得も目指した内容であり、全ての時間で教員と学生が双方向で議論する授業を行います。

二日間の集中講義で、吉田キャンパスで開講します。

### 【開講予定日】

12月上旬

※この科目は、共通教育展開科目として開講しています。同時に、山口大学知的財産教育履修認定プログラム(BP)として提供される科目(1単位15時間)です。なお、履修認定プログラムにおいても科目の修得基準は60点以上です。また本科目では教員と学生が双方向で議論する授業を行います。

### 【週単位】

AL(アクティブ・ラーニング)欄に関する注

A~Fのアルファベットは、以下の学修形態を指しています。

【A: グループワーク】、【B: ディスカッション・ディベート】、【C: フィールドワーク(実験・実習、演習を含む)】、【D: プレゼンテーション】、【E: 振り返り】、【F: 宿題】

【多】、【中】、【少】は授業時間内におけるALが占める時間の割合を指しています。

【多】: 授業時間の50%超、【中】: 授業時間の15%~50%、【少】: 授業時間の15%未満。「振り返り」と「宿題」については該当する場合に【あり】と表示されます。

項目		内容	授業外指示	授業記録	A	B	C	D	E	F
第1週	講義概要（ガイダンス） 知的財産制度の概要 意匠とは何か	講義の進め方や評価方法などについて説明する。さらに、数多く存在する知的財産の全体像を俯瞰するとともに、権利取得や保護活用の基本についての概要解説を行う。その上で、意匠とは何かを考える。			【少】 （授業時間の15%未満）	【少】 （授業時間の15%未満）	【少】 （授業時間の15%未満）	【少】 （授業時間の15%未満）	-----	-----
第2週	意匠制度	意匠制度の制度趣旨、主体及び客体（対象）について解説を行う。意匠法上の意匠とは何を意味するかを理解する。			【少】 （授業時間の15%未満）	【少】 （授業時間の15%未満）	【中】 （授業時間の15%～50%）	【少】 （授業時間の15%未満）	【あり】	-----
第3週	意匠制度	意匠の出願手続きを、特許の出願手続きと比較しながら説明する。			【少】 （授業時間の15%未満）	【少】 （授業時間の15%未満）	【中】 （授業時間の15%～50%）	【少】 （授業時間の15%未満）	【あり】	-----
第4週	意匠制度	意匠の登録要件（新規性、新規性喪失の例外）について解説する。			【少】 （授業時間の15%未満）	【少】 （授業時間の15%未満）	【中】 （授業時間の15%～50%）	【少】 （授業時間の15%未満）	【あり】	-----
第5週	意匠制度	意匠の登録要件（創作非容易性、類似性、物品性）について解説する。			【少】 （授業時間の15%未満）	【少】 （授業時間の15%未満）	【中】 （授業時間の15%～50%）	【少】 （授業時間の15%未満）	【あり】	-----
第6週	職務意匠	その他の意匠登録要件（先願主義と拡大先願、一意匠一出願、不登録意匠）について、特許法と比較しながら説明する。			【少】 （授業時間の15%未満）	【少】 （授業時間の15%未満）	【中】 （授業時間の15%～50%）	【少】 （授業時間の15%未満）	【あり】	-----
第7週	権利主体と条約	意匠法の権利主体を確認したのち、職務意匠について特許法と比較しながら説明する。また、日本の意匠が海外でも保護されるために条約が果たす役割についても解説する。			【少】 （授業時間の15%未満）	【少】 （授業時間の15%未満）	【中】 （授業時間の15%～50%）	【少】 （授業時間の15%未満）	【あり】	-----
第8週	振り返り・期末試験	授業で取り扱った内容をもとに、意匠制度について試験を行う。			【少】 （授業時間の15%未満）	【少】 （授業時間の15%未満）	【中】 （授業時間の15%～50%）	【少】 （授業時間の15%未満）	【あり】	-----

5.8ポイント

## 成績評価法

授業内レポートや課題，授業態度・授業への参加度，発表，出席等を総合的に評価する。

	知識・理解	理 断	思 考	判 断	関 心	意 欲	態 度	技 能	表 現	そ 他	評価割合（%）	JABEE収 集資料
定期試験（中間・期末試験）											50%	---
小テスト・授業内レポート											40%	---
宿題・授業外レポート											---	---
授業態度・授業への参加度											10%	---
受講者の発表（プレゼン）・授業内での制作作品 演習											評価に加えず	---
出席											欠格条件	---
その他											評価に加えず	---

	ファイル名	備考
ルーブリック等の評価基準	設定されていません。	

（注）ルーブリックとは、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される評価指標のことを言います。

## 教科書にかかわる情報

### 教科書その他の情報

講義レジュメを配布。

## 参考書にかかわる情報

## 参考書その他の情報

## メッセージ

## キーワード

意匠権, 知的財産, デザイン, 保護, 意匠権侵害, パリ条約, バーグ条約

## 関連科目

科学技術と社会[学部生のための知財入門] (1年次必修)

知的財産情報の取得と活用

ものづくりと知的財産

特許法

商標法

不正競争防止法

著作権法

## 連絡先

小川 [ao@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:ao@yamaguchi-u.ac.jp)

## オフィスアワー